契 約 書

支出負担行為担当官広島高等検察庁検事長●●●(以下「甲」という。)と●●

●●●●●株式会社代表取締役●●●●(以下「乙」という。)との間において、広島法務総合庁舎で使用する都市ガスの需給に関し、下記条項により需給契約を結ぶものとする。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、広島法務総合庁舎で使用する都市ガスを需要 に応じて供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和6年8月8日から令和7年8月の検針日までとする。 (ガス需給場所)

第3条 都市ガスの需給場所は、別添仕様書のとおりとする。

(契約量等)

第4条 契約量、その他の契約事項は、別添仕様書のとおりとする。

(使用ガス量の増減)

第5条 甲のガス使用量は、都合により仕様書別表の予定ガス使用量を上回り、又は下回ることができる。

(契約金額)

- 第6条 契約金額は、別紙「契約単価一覧表」のとおりとする。なお、同表の料金 単価については、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。
- 2 同表の基準単位料金におけるトン当たり原料価格は、乙の定めるガス供給約款 等による。
- 3 単位料金は、トン当たり原料価格の変動に応じ、料金適用月ごとに、乙の通告 により調整するものとし、当該月に適用する調整単位料金は、乙が定める原料費 調整制度により算定する。
- 4 乙の原料費等の著しい変動等により契約金額の改定を必要とするときは、甲乙 協議の上、契約金額を改定することができる。

(検針及び検査)

- 第7条 検針は、乙が休日等を考慮の上、あらかじめ定めた日(以下「検針日」という。)に毎月行い、甲の指定する職員の検査を受けるものとする。
- 2 検針日は、乙が定めた日とし、あらかじめ甲に通知するものとする。 (料金の算定期間)
- 第8条 料金の算定期間は、前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間とする。

(料金の支払及び遅延利息)

- 第9条 乙は、第7条に定められた毎月の検査終了後、甲に対して、第6条及び仕様書に示した系統ごとに、当該月におけるガス使用量に第6条第3項に定める調整単位料金を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。)を、1か月毎に、甲が別添仕様書で指定した方法(各分担者に分割して請求書を作成)により、各分担者に請求するものとし、各分担者は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。
- 2 各分担者は、自己の責めに帰すべき事由により前項の期間内に料金を支払わなかった場合には、甲乙協議の上、乙に対し、その支払期限の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定められた率で計算した額、又は、乙の定めるガス供給約款等において定められた率で計算した額のいずれかを、遅延損害金として支払うものとする。ただし、遅延利息は、遅延した金額にのみかかるものとし、期日内に支払われた金額には発生しない。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、 これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端 数を切り捨てるものとする。

(再委託)

- 第10条 乙は、本契約の全部を一括して第三者に委託することはできない。
- 2 乙は、再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請 書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- 3 乙は、本契約の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、甲 に対し全ての責任を負うものとする。
- 4 乙は、本契約の一部を再委託しようとするときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託の相手方と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第11条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。 (履行体制)

- 第12条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該 第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制 図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に届け出なければならない。ただし、商号又は名称及び住所のみの変更の場合は、届出を要しない。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認め たときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

- 第13条 乙は、本契約に係る業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号を遵守すること。
 - (1) 乙は、本契約の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。
 - (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。
 - (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
 - (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受

けること。

- (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。)について、本契約に係る業務終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
- (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務(以下「委託業務」という。)を第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。)に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。
- (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委 託しようとする場合についても同様とする。
- (9) 乙は、委託業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し 全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情 報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委 託先と約定すること。
- (10) 乙は、乙又は再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
- (11) 本契約による業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を 甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
- (12) 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他 知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、被害拡大防止等のための適切 な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその 内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、

その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた 一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

- 2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。
- 3 乙が第1項各号の一に違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、そ の損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

- 第14条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(契約の解除等)

- 第15条 甲は、次の各号に掲げる事項の一に該当する事由があるときは、この契 約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、都市ガスの供給をする見込みがないと甲が認めたとき。
 - (2) この契約の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
 - (3) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- 2 乙は、第1項各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除する か否かにかかわらず、全ての系統かつ全ての月における別紙「契約単価一覧表」 に定める基本料金と仕様書別表にある予定ガス使用量に同項に定める基準単位料 金を乗じて得た額とを合算した額の総計額(以下「契約総額」という。)の100 分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければなら ない。

甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の

翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

- 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としない。
- 4 乙は、第1項各号に掲げる事由によりこの契約が解除されたときは、甲に対し 損害賠償の請求をしないものとする。
- 5 乙は、甲がこの契約の条項に違反し又は著しくこれと異なる指示をしたなど、 甲の責めに帰すべき事由により、都市ガスを需給することが不可能となったとき は、契約を解除することができる。また、この場合において、甲は、乙に対して、 その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 6 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、この契 約の全部又は一部を解除することができる。
- 7 第1項、第5項又は前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、既納部分で検査に合格したものについて、当該部分に対する契約金額相当額を乙に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第16条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与 えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が 甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。
- 2 前項に定める賠償金額は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。 (談合等の不正行為に係る契約解除)
- 第17条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部 又は一部を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引 の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に 限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
 - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項 (同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課

徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7 第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速 やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第18条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部 又は一部を解除するか否かにかかわらず契約総額(契約締結後に契約総額の変更 があった場合には、変更後の契約総額)の100分の10に相当する額を違約金 として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条 の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定に よる排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項 (同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課 徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第 7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知 を行ったとき。
 - (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約総額(契約締結後に契約総額に変更があった場合には、変更後の契約総額)の100分の10に相当する額のほか、契約総額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項 の規定による納付命令(同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規

定を適用したものに限る。)を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が違約金を超過する場合 において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。 (属性要件に基づく契約解除)
- 第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を 要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると き。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用す

るなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(下請契約等に関する確約)

第21条 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)、受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。)及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請契約等に関する契約解除)

- 第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、 直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させ るようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは 下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反し て当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除さ せるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第23条 甲は、第19条及び第20条の各号の一に該当すると認められるときは、 この契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約総額(契約締結後に 契約金額の変更があった場合には、変更後の契約総額)の100分の10に相当す る額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 甲は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 4 乙は、甲が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した 場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

- 第25条 甲は、この契約の目的物の引渡しを受けた後、その種類、品質又は数量がこの契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用で取替えその他必要な措置をする等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。
- 2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければこの契約の目的を達す ることができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないで その期限を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込み がないことが明らかであるとき。
- 3 甲は、第1項の追完を請求したときは、この契約の目的物の納期の日から追完が完了するまでの期間に応じて遅延日数1日につき契約金額(契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。)から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した金額を請求することができる。この場合、甲は、当該請求のほか、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。
- 4 甲が第2項の催告をし、甲の定める期間内に履行の追完がないときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、契約金額の100分の20に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。なお、甲が返還すべき本契約の目的物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないことができる。
- 5 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、この契約の目的物が本契約の内容に適合しないことにより甲に生じた直接又は間接の損害の額が第3項及び第4項に基づいて請求した違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 7 第4項の規定に伴い、この契約が解除されたときは、甲は業務が完了した部分 に対し、算出した金額を乙に支払うものとする。
- 8 甲は、第1項から第6項までの請求をするに当たっては、乙がこの契約に不適合な目的物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内

に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。

(危険負担)

- 第26条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が債務 を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。
- 2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が債務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。 (守秘義務)
- 第27条 乙は、この契約の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を第三者に 漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、この契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第28条 この契約に関しては、保証金の納付を免除する。

(補則)

第29条 この契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の 上、甲が決定するものとする。この契約書に定めのない事項についても、同様とす る。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成して、甲乙記名押印の上、各 自1通を保有する。

令和6年 月 日

(甲) 広島市中区上八丁堀2番31号 支出負担行為担当官 広島高等検察庁検事長

(Z)